

令和元年度最高裁判所総合評価審査委員会（第4回） 議事概要

開催日及び場所	令和元年9月11日（水）～令和元年9月12日（木） ※回議により開催
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授） 伊藤肇（経理局営繕課首席技官） 藤田耕一郎（同 次席技官）
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 総合評価落札方式（標準型）松江地家裁浜田支部庁舎新営実施設計業務の評価結果について

- (1) 評価結果について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【事務局】

配布した基本設計図書の与条件と整合がとれないと考えられる提案について、やや低い評価とした。具体的には、①条件として集中管理する空調方式を示しているにも関わらず、空調方式をパッケージエアコンや、マルチ式空調方式とする提案、②条件として太陽光発電設備を3kwとしているにも関わらず、30kwとする提案、及び③屋上防水を保護防水断熱工法としているにも関わらず、塗膜系防水とする提案がある。やや低い評価とした点について、ご意見を伺いたい。

【委員】

集中管理の空調方式の方が使い勝手が悪いということはないか。

【事務局】

規模にもよるが、裁判所は法廷等の大空間居室があるため、機械室を設け集中管理する空調方式とすることが多く、今回も基本設計図書に記載して条件明示しており、条件違反となるため、やや低い評価としている。

【委員】

マルチ式空調方式の提案をした業者が受注した場合、マルチ式空調方式になってしまうのか。

【事務局】

設計業務の評価は、記載全体で評価するので、当該部分については採用評価しないが、欠格になるものではなく、評価点が低くなるだけである。仮にそのような業者が受注した場合は、採用評価していない部分について、条件どおり行う必要があることを説明することになる。

【委員】

基本設計と違うというのは採用評価できないので全体としてやや低い評価となることは仕方が無いところだが、今後は基本設計の段階でより良いものを作る見直しも行った方が良い。実施設計段階で提案してきたもので、採用出来なかったものの中にも、一般的に良いものもあると思われる。

【事務局】

了解した。ご意見として承る。

【事務局】

業務の実施方針等の設計チームの特徴について、過去に受注した裁判所庁舎の工事監理業務の具体的業務名が記載されている提案があったが、これについてご意見を伺いたい。

【委員】

提案者の特定が可能となる記載は禁止するとのルールがあるはずであり、明らかな違反ではないか。

【事務局】

業務名は調べなければ分からないため、完全に業者を特定できないと考えられる場合は、経験の豊かさを主張した前向きな提案であり、評価対象となると考えた。

【委員】

調べれば分かってしまうものは、個人が知らないとしても組織としては知っていること

になる。この業者が受注してしまった場合だが、当該部分を評価していないとしても、今後の抑止力となるよう、記載違反内容を公表するなど、何等かの対応を検討されたい。

【事務局】

了解した。